

岐阜市移住支援金交付要綱

令和 元年 6月28日決裁

改正 令和 元年 9月10日決裁

改正 令和 2年 2月 6日決裁

改正 令和 3年 3月 31日決裁

改正 令和 4年 3月 31日決裁

改正 令和 5年 3月 27日決裁

改正 令和 5年 7月 25日決裁

改正 令和 5年12月 20日決裁

改正 令和 6年 3月 27日決裁

改正 令和 7年 3月 31日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、岐阜市未来創生総合戦略（令和6年3月策定）に基づき、本市への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消に資するため、予算の範囲内で交付する岐阜市移住支援金（以下「移住支援金」という。）に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域、山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定による指定を受けた振興山村、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定による指定を受けた離島の地域、半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定による指定を受けた半島地域又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）第4条第1項に規定する小笠原諸島をその区域に含む市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少率が10%以上の市町村をいう。

(対象者)

第2条 移住支援金は、第1号に定める要件を満たし、かつ、第2号から第6号までに定める要件のいずれかを満たす者（以下「対象者」という。）に支給する。

- (1) 移住等に関し、アからウまでに定める要件の全てに該当すること。

ア 移住前の住所等に関し、(ア)及び(イ)の要件の全てに該当すること。この場合において、

東京圏のうち条件不利地域以外の市区町村に住民票が存在し、かつ、東京都の特別区に所在する大学等に通学した後に就職し、東京都の特別区に所在する勤務先に通勤したときは、当該通学期間を通勤期間とみなすことができる。

(ア) 本市に住民票を異動する直前の10年間のうち、通算5年以上、東京都の特別区に住民票が存在していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の市区町村に住民票が存在し、かつ、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として東京都の特別区に所在する勤務先に通勤していたこと。

(イ) 本市に住民票を異動する直前に、連続して1年以上、東京都の特別区に住民票が存在していたこと又は東京圏のうち条件不利地域以外の市区町村に住民票が存在し、かつ、雇用保険の被保険者、法人の経営者又は個人事業主として東京都の特別区に所在する勤務先に通勤していたこと（通勤期間にあっては、本市に住民票を異動する日から当該日の3月前の日までの間のいずれかの日をその末日とすることができる。）。

イ 移住後の住所に関し、(ア)及び(イ)に定める要件の全てに該当すること。

(ア) 第4条第1項の規定による移住支援金の交付の申請（以下「交付申請」という。）をする日（以下「交付申請日」という。）が、本市に住民票を異動した日後1年以内であること。

(イ) 交付申請日から5年以上、本市に継続して居住する意思を有すること。

ウ 移住する者に関し、(ア)から(イ)までに定める要件の全てに該当すること。

(ア) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同法第2条第6号に規定する暴力団員又は岐阜市暴力団排除条例（平成24年岐阜市条例第13号）第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と関係を有する者でないこと。

(イ) 日本人であること又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者又は特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(ウ) 過去10年以内に移住支援金を受給していないこと（世帯員として受給した場合を含む。）。ただし、移住支援金を全額返還した者又は過去の交付申請日（5年以上前の申請に限る。）に18歳未満の世帯員であった者（岐阜県知事及び市長が認めたものに限る。）を除く。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げるもののほか、市長が移住支援金の交付を受ける者として不適当と認める者でないこと。

(2) 一般的な就職に関し、アからキまでに定める要件の全てに該当すること。

ア 勤務先が東京圏以外の都道府県又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 国の移住支援事業に係る都道府県が運営するマッチングサイト（以下「マッチングサイト」という。）において、就業先の求人が移住支援金の支給対象として指定された求人として掲載されていること。

ウ 3親等以内の親族が就業先の代表者、取締役その他当該就業先の経営を担う職務を務めていないこと。

エ 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業していること。

オ 就業先の求人がマッチングサイトに移住支援金の交付対象として掲載された日以後、当該就業先の求人に応募をしたこと。

カ 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 就業先での転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

(3) 専門人材としての就職（岐阜県プロフェッショナル人材確保事業又は内閣府地方創生推進室が実施する先導的人材マッチング事業を利用した就職をいう。）に関し、アからオまでに定める要件の全てに該当すること。

ア 勤務先が東京圏以外の都道府県又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

イ 週20時間以上の期間の定めのない雇用契約に基づいて就業していること。

ウ 就業先に、交付申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新たに雇用されるものであること。

オ 就業が、目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトに参加することその他離職することを前提としないものであること。

(4) テレワークに関し、アからウまでに定める要件の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した者であって、本市を生活の本拠とし、移住前の業務を引き続き行うこと。

イ 恒常的に通勤しないことを原則とし、本市で週20時間以上のテレワークにより勤務すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））、デジタル田園都市国家構想推進交付金（地方創生テレワークタイプ）又は地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から資金の提供を受けていないこと。

(5) 関係人口（本市の地域又は地域の人々と関わりを有する者をいう。）に関し、アからエまでに定める要件の全てに該当すること。

ア 本市に所在する法人等に就業又は岐阜市内で起業すること。

イ 法人、団体又は個人から、本市の地域と関わりを有する者として推薦されていること。

ウ 岐阜県又は本市が実施する移住定住施策について協力の意思があること。

エ 次の(イ)又は(ロ)のいずれかに該当すること。

(イ) 農業、林業又は漁業に就業し、若しくは起業すること。

(ロ) 自治体、地域づくり団体等が関わる地域づくり活動又は地域の課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、移住後においても当該活動を継続する意思があること。

- (6) 起業に関し、交付申請日以前1年以内に、岐阜県が定める公益財団法人岐阜県産業経済振興センター補助金交付要綱（平成12年4月1日制定）に規定するスタートアップ等創業支援事業に係る補助金（以下「岐阜県補助金」という。）の交付の決定を受けていること。

（交付額）

第3条 移住支援金の額は、60万円（前条第4号に該当する対象者は、30万円）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象者が他の世帯員を帯同して移住する場合において、次の各号のいずれにも該当するときは、移住支援金の額は、100万円（前条第4号に該当する対象者は、50万円）（18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合にあっては、その額に1世帯につき30万円を加算した額）とする。

- (1) 対象者を除く世帯員（以下「世帯員」という。）が、本市に住民票を異動する直前の市区町村の住民票において対象者と同一の世帯に属していたこと。
- (2) 世帯員が、交付申請日の住民票において同一の世帯に属していること。
- (3) 世帯員が、前条第1号イ(ア)並びに同号ウ(ア)及び(イ)に掲げる要件に該当すること。

（申請）

第4条 移住支援金の交付を受けようとする者は、市長が指定する日までに、移住支援金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 本人であることを確認することができる書類
- (2) 就業証明書（様式第2号）又は岐阜県補助金の交付の決定を受けていることを確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、第2条に規定する対象者の要件を満たすことを証する書類その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の場合において、前条第2項に規定する額の移住支援金の交付を受けようとするときは、前項各号に掲げる書類のほか、前条第2項各号に掲げる世帯の要件を満たすことを証する書類のうち市長が必要と認めるものを提出しなければならない。

- 3 第1項の規定にかかわらず、交付申請をした者（以下「申請者」という。）が属する世帯の他の世帯員は、交付申請をすることができない。ただし、申請者が移住支援金の交付の決定を拒否された場合は、この限りでない。

（交付決定の通知）

第5条 市長は、交付申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することを適当と認めるときは、岐阜市移住支援金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、移住支援金を交付することを不適当と認めるとき又は予算上の理由等により当該年度において移住支援金を交付することができないときは、書面により申請者に通知するものとする。

（報告及び立入調査への協力）

第6条 申請者は、規則第13条の規定による報告の求め及び規則第25条の規定による立入検査に協力しなければならない。

(返還請求)

第7条 移住支援金の交付を受けた者は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合は、規則第20条の規定に基づき、当該各号に定める交付を受けた移住支援金の額を返還しなければならない。ただし、就業先の倒産、災害、病気等市長が岐阜県知事と協議の上やむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

- (1) 提出した書類に偽りその他不正がある場合又は本市での居住若しくは就業の実態がないことが明らかになった場合 全額
- (2) 交付申請日から3年未満に本市から住民票を異動した場合 全額
- (3) 交付申請日から3年以上5年以内に本市から住民票を異動した場合 半額
- (4) 交付申請日から1年以内に第2条第2号又は第3号に定める就職に関する要件（市長が認めるものに限る。）に反する場合 全額
- (5) 岐阜県補助金の交付の決定を取り消された場合 全額
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、市長が交付した移住支援金を返還させることが適当と認める場合 市長がその都度定める額

(交付手続の特例)

第8条 規則第15条、第16条及び第18条の規定は、移住支援金の交付の手続については、適用しない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年2月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第2条の規定は、令和元年12月20日以後に本市に住民票を異動する対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和2年12月22日以後に本市に住民票を異動する対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和4年4月1日以後に本市に住民票を異動する対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年4月1日以後に本市に住民票を異動する対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和5年7月25日から施行し、改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、同年6月23日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和5年6月23日以後に本市に住民票を異動した対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和6年4月1日以後に本市に住民票を異動した対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の岐阜市移住支援金交付要綱の規定は、令和7年4月1日以後に本市に住民票を異動した対象者について適用し、同日前に本市に住民票を異動した対象者については、なお従前の例による。